



2008年1月7日

各位

株式会社イオン銀行

## 銀行による保険販売の全面解禁に伴う新商品の取扱開始について

－独自商品「イオン銀行の女性医療保険」を含む4商品－

イオン銀行（本店：東京都江東区）は、銀行による保険販売の全面解禁に合わせて、第三分野保険商品の取扱を2008年1月7日（月）より開始いたします。

スタート時点では、アメリカンファミリー生命保険会社（アフラック）の医療保険「EVER」および「やさしいEVER」、「がん保険f（フォルテ）」に加え、当行の主要なお客さま向け商品としてA I U保険会社と共同開発した独自保険商品「イオン銀行の女性医療保険」を取り扱います。

当行とA I U保険会社は、銀行による保険販売の全面解禁にあわせて、イオンのショッピングセンターにご来店される主要なお客さま層である女性のニーズを最大限取り入れ、「わかりやすい」をコンセプトとする独自医療保険の開発を進めてきました。

「イオン銀行の女性医療保険」は、女性特有のガンや子宮筋腫、甲状腺障害に保障内容を限定し、保険料を契約年齢に関わらず一律としています。また、入院日数や通院日数に応じて給付される給付金をなくし、診断時や手術時の一時金・給付金に特化しています。加入時の告知については、がんの罹患歴の有無や、過去2年以内の検診における異常の有無など4点に限定し、加入の可否がその場で分かる内容となっています。

更に、24時間無料で相談が可能なセカンドオピニオンをアレンジするサービスを付帯し、よりよい治療法を選択いただくことができます。

お申込みは当行の各インストアブランチでの受付に加えて、当行専用ダイヤルへ資料請求のうえご郵送いただくことも可能です。

当行は、「お客さま第一」を経営理念として掲げ、「親しみやすく、便利で、わかりやすい」銀行を目指しており、保険商品においても、銀行による保険販売の全面解禁を機にイオンのショッピングセンターにご来店されるお客さまにとってわかりやすい商品の取扱を展開してまいります。

以上



【取扱商品】

種 類	商 品 名	引 受 保 険 会 社
医療保険	イオン銀行の女性医療保険	A I U保険会社
	EVER	アフラック
	やさしいEVER	(アメリカンファミリー生命保険会社)
がん保険	がん保険 f (フォルテ)	

【ご留意いただきたい点】

- ・ 当行はお客さまのニーズにお応えした適切な保険販売を行うため「保険募集指針」を定めておりますので、ご確認ください。
- ・ 当行は募集代理店として、生命保険、損害保険の契約の媒介、代理を行います。契約の相手方は当行ではなく、各引受保険会社となります。
- ・ 生命保険、損害保険は預金ではありませんので、銀行による元本保証はございません。また預金保険制度の対象外です。
- ・ 生命保険契約は生命保険会社が加入する生命保険契約者保護機構、損害保険契約は損害保険会社が加入する損害保険契約者保護機構の保護の対象です。万一、引受保険会社が破綻した場合、それぞれの保護機構により保険契約の保護措置が図られますが、ご契約の際にお約束した保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- ・ 生命保険会社、損害保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・給付金額・年金額等が削減されることがあります。
- ・ 当行がお客さまにご案内する保険商品について、お客さまがお申込みをされてもされなくても、当行とお客さまの他の銀行取引には一切影響はございません。
- ・ 保険業法上の規制により、お客さまの当行への融資お申込み状況によっては、当行で保険商品のお申込みをいただけない場合があります。
- ・ ご検討にあたっては、各商品の「パンフレット」「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」「設計書」等をご確認ください。
- ・ ご案内する商品について、お申込の際に被保険者の方に健康状態等について告知をしていただく必要があります。健康状態についてお客さまが事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、保険金や給付金等の支払われない場合があります。被保険者の健康状態等によっては、ご契約いただけない場合等があります。
- ・ 保険会社への保険料のお払込について、払込方法に応じた期日までに継続的に保険料を払い込んでいただく必要があります。期日までに保険料のお払込がなく、一定期間が経過すると保険契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等は支払われませんので、ご注意ください。